平成２９年（フ）第９２３号
千葉県市川市曽谷１丁目27番32号　（サンライズハウスＡ―105号）
破産者　佐伯　旬一
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３０号
千葉県市原市姉崎796番地14
破産者　池田　正雄
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７８号
千葉県流山市大字西深井635番地の１　第２運河団地10
破産者　松雪　美恵
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４９９号
千葉県松戸市西馬橋３丁目13番地の13　ソメヤハイツ201号
破産者　桜井　　正
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４４号
愛知県一宮市天王２丁目３番14号
破産者　株式会社ベストサポート
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３８６３号
大阪市淀川区西中島６丁目８番23号
破産者　株式会社ＴＡＩＳＨＩ
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５５号
大阪府八尾市南本町１丁目５番27号
破産者　株式会社桑野建設
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９９号
大阪市此花区高見１丁目７番14―1004号
破産者　有限会社エム・エー・シー
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２７３号
大阪府東大阪市池島町４丁目７番35号
破産者　恵運送株式会社
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０号
大阪府河内長野市上原西町５番23号
破産者　株式会社福本塗装工業所
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
奈良県大和郡山市小泉町2373番地大東倉庫１―101号
破産者　株式会社ＩＮＦＩＮＩＴＹ
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６７号
佐賀市諸富町大字諸富津55番地８
破産者　有限会社ハッピースタイル
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
千葉県四街道市和良比313番地60
破産者　角森　幸夫
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２１６号
千葉県白井市木265番地の15
破産者　齋藤八重子
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２６３号
千葉県成田市押畑896番地４（玲光苑）
破産者　佐々木守夫
法定代理人成年後見人　一般財団法人民事法務協会代表理事　内田　　貴
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７５８４号
東京都新宿区四谷１丁目２　三浜ビル３Ｆ
破産者　花蜜　伸行
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６５号
東京都東久留米市南町３丁目８番35号
破産者　佐久間裕一
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８０号
愛知県西尾市平坂町中奥36番地３
破産者　原田工業株式会社
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
愛知県岡崎市薮田２丁目４番地２
破産者　株式会社桜井塗工店
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
愛知県安城市東新町９番地29
破産者　株式会社ＵＮＺＥＮ
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
兵庫県明石市魚住町西岡2382番地
破産者　ニューセレクション株式会社
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
広島市中区小町３番17号
破産者　広島プロバスケットボール株式会社
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部